

【一般廃棄物処理基本計画とは】

本計画は、一般廃棄物の処理責任を負う市町村がその区域内のごみを管理し、適正な処理を確保するための基本となる計画であり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号）第6条第1項にて、「市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（一般廃棄物処理計画という。）を定めなければならない」と規定されております。

当町では「第5次総合計画」（令和3年度～令和12年度）を策定しており、「生まれて良かった、住んで良かった聖籠町」を基本理念として、計画的にごみ及び生活排水を処理し、より衛生的な生活環境を構築するため、本計画を策定しました。

【ごみ処理基本計画】

【現状を踏まえた課題】

①ごみの減量化

全国平均（592 g/人・日）を上回る家庭ごみの排出量（639 g/人・日）及び全国平均（19.5%）を大幅に下回るリサイクル率の低さ（10.7%）

②ごみ処理システムについて

豊栄環境センターから新発田広域クリーンセンターへの搬入先の変更に伴う検討

③不法投棄について

14件（過去5年の平均件数）発生している不法投棄への対応

④災害廃棄物について

能登半島地震等の災害で課題となった災害廃棄物の処理対策の検討

【課題の解決に向けた基本方針】

方針1 ごみの減量化・資源化の促進

分別の徹底による再資源化の推進及び家庭ごみの減量化

方針2 処理施設の維持管理など

豊栄郷清掃施設処理組合、新発田地域広域事務組合、収集運搬委託事業者との協議による遅延のないごみ処理施設の変更

方針3 不法投棄の防止

監視カメラ・パトロール等による不法投棄の防止

方針4 災害廃棄物処理の体制の構築

防災担当、関連団体との連携による処理体制の検討と構築

【基本方針に基づく数値目標】

- 1 家庭ごみの1人1日あたりの排出量：482 g/人・日
- 2 事業系ごみの1人1日あたりの排出量：290 g/人・日
- 3 リサイクル率：11.0%
- 4 不法投棄件数：5件（総合計画で掲げる目標）

【生活排水処理基本計画】

【現状を踏まえた課題】

下水道整備率・普及率 99.7% (令和6年度実績)

下水道接続率 92.3% (令和6年度実績)

①公共下水道への接続

未接続世帯などへの早期接続の促進

②下水道施設の適正な維持管理

設備更新を見込んだ適正な維持管理

③浄化槽の適正処理

管理者への保守点検、清掃、法定検査の適切な実施に向けた啓発活動

【課題の解決に向けた基本方針】

方針1 水洗化の普及促進

公共下水道へ未接続の世帯及び企業への訪問による接続の呼びかけや、広報誌での啓発により接続率93.0%を目指す

方針2 下水道施設の適正な維持管理の推進

「聖籠町ストックマネジメント計画」に基づく点検・調査による効率的かつ長期的な下水道施設の維持管理

方針3 浄化槽の適正処理の推進

広報誌などによる浄化槽の適正な管理の啓発

